

3年間保存

福岡県立ありあけ新世高等学校

生徒心得



学籍番号

氏名

目 次

| | |
|-------------------------|-----|
| 生徒心得 | 1 |
| 諸規定（制服・通学バッグ・頭髪等について） | 2 |
| （校内・校外生活、通学上の注意） | 3 |
| 運転免許取得規定 | 4 |
| バイク通学規定 | 5 |
| アルバイト規定 | 6 |
| 携帯電話・スマートフォン等に関する規則及び指導 | 7 |
| 懲戒規定 | 8～9 |
| 制服の着こなし図 | |

ありあけ新世高校 生徒心得

ありあけ新世高校は、「自律」「自彊」「飛躍」の校訓の下、生徒一人ひとりが主体的に物事を選択決定し、責任ある行動を積極的に行いながら、集団や社会の中で自己を生かす能力を培う学校です。また、学校教育や課外活動において、豊かな生活体験を行うことにより、自己理解を深め、人生観や価値観をしっかりと形成し、人間としての在り方・生き方を自覚するように努力する学校です。

この生徒心得は、本校の生徒としての在り方の基礎・基本を示したものであり、自己に誇りと責任を持ち、未来に羽ばたくことのできる人間となれるよう、規律ある行動を実践しましょう。

『校訓』

「自律」・・・自らを律して自分のことは自分で行うこと。
「自彊」・・・自分自身を励まし、絶え間なく頑張ること。
「飛躍」・・・勢い良く活躍し、大きく外に飛び出すこと。

1 心身ともに健康で人間性豊かな生徒を目指そう

- (1) 礼儀・服装・時間厳守などの基本的習慣を身に付けよう。
- (2) 明るく元気に挨拶をかわし、正しい言葉遣いをしよう。
- (3) 友人とは、互いの人格を尊重すると共に、言動には配慮し、思いやりの心を持って接しよう。
また、男女間の交際に当たっては、常に高校生であるという自覚のもとに明るい交際をしよう。
- (4) 他の人には愛情と思いやりの心に裏付けられた、人間関係が築けるようになろう。
- (5) 服装は、清潔で爽やかさを心がけ、本校生徒としての品位を保とう。
- (6) 心身の健康に留意し、一人で悩みを抱え込まないようにしよう。

2 自主的・自律的に行動できる生徒を目指そう

- (1) 規律と責任を重んじ、規律正しく、責任ある行動をとろう。
- (2) 自己の適切な判断基準や価値観を養い、主体的に選択、決定できる能力を身に付けよう。
- (3) 生活時間については、自覚を持ち規則正しいリズムを作ろう。また、集会や授業等の時間を厳守しよう。
- (4) 公の場においては、公共の利益を損なわないよう、マナーを守って行動しよう。また、交通安全には十分注意しよう。
- (5) 学校行事や課外活動などには自ら進んで積極的に参加し、充実した学校生活を送ろう。

3 自己理解に努め自己の個性を生かすことのできる生徒を目指そう

- (1) 自他共に個性を尊重するとともに、集団の中では協調性を發揮しよう。
- (2) 自分を否定したりしないで、自分を正しく評価するとともに自己を受容しよう。
- (3) 自分をありのままに認め、素直な気持ちを持つようにしよう。
- (4) 個性と身勝手をはき違える事なく、自分に自信と誇りを持ち行動しよう。
- (5) 個性の表現は外見だけでなく、内面から表現できるよう努めよう。

4 地域社会及び国際社会で活躍できる生徒を目指そう

- (1) 異文化体験活動等に積極的に参加しよう。
- (2) 留学やホームステイ等の機会を積極的に利用しよう。
- (3) 地域社会における諸行事や、ボランティア活動に積極的に参加しよう。
- (4) 地域の人々や自然・文化とのふれあい等をとおして、地域の形成者としての資質を養おう。
- (5) 自分の将来の社会的役割にかかる目標を持ち、それを目指す使命感を持とう。

諸規定

1 制服・通学バッグ

- (1) 本校規定の制服を着用する。自己や学校に誇りを持ち、地域から信頼される着こなしをすること。
- (2) 本校では、特に衣替えの期間を設けないので、下記の制服を、季節・気候・体調等に合わせ、自分で考え組み合わせて着用する。ただし、フォーマル指定日には、フォーマルウェアを着用する。なおフォーマルウェアとは、学校指定の冬服又は夏服と紺色ソックス及び校章（冬服の場合）とする。（制服の着こなし図 ページ末）
- フォーマル指定日：入学式、卒業式、各学期の始業式・終業式、式典、その他指示があった日。
- フォーマルの期間：4/1～5/31・10/1～3/31 の期間は冬服、6/1～9/30 の期間は夏服とする。
- 冬・夏服での組合せは自由とするが、併用は禁止する。

本校の制服は、以下の通りとする。

| | |
|-------------------------|--|
| 冬 服 （学校指定） | [男子] ブレザー・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入）・ ネクタイ [女子] ブレザー・スカート・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入） ・リボン・ネクタイ |
| 夏 服 （学校指定） | [男子] スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） [女子] スカート・スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） ※スラックスを履く女子生徒は男子用のシャツを着用してもよい。 |
| セーター（学校指定） ベスト（学校指定） | [男女] ホワイト・グレー（選択） |
| ソックス（学校指定） | [男女] 紺・白色（ロゴマーク入） |
| 防寒着 | [男女] 無地で、黒・紺・茶・グレーの色指定。スタイルについては特に指定しないが、事前に生徒指導課の許可を得ること。 ※校舎内での着用は認めない。 ※パーカー、スタジャンは禁止。また極端に丈が短いものは禁止。 |
| マフラー | [男女] 華美でないもの。※校舎内での着用は認めない。 |
| 校 章 | [男女] 冬服については、コサージュタイプの胸章をつける。 |
| 通学靴 | [男女] 黒または茶の革（又は合成）靴を使用する。 |
| 通学バッグ | 自由とするが、学校生活において機能的で華美でないもの。 |

2 頭髪・化粧・装飾品等

- (1) 頭髪については、常に整髪（ワックス等の使用は禁止）し清潔に心がけるとともに、奇抜な髪型は行わず、本校生としての品位を保つこと。また、染髪やパーマ等、人工的に手を加えないこと。例外として、縮毛が極端な場合は矯正を認めるが、その影響で髪が赤くなった場合は、改善すること。前髪は目にかかるないこと。
- (2) 髪の長い（肩より下）生徒は、集会時や授業の内容により結髪すること。
- (3) 化粧・アイプチ・ピアス・カラーコンタクト、その他不必要な装飾品については禁止する。
- (4) 眉毛は清潔感を保ち、整える程度とする。

3 校内生活

- (1) 朝はゆとりをもって登校するよう心がけ、放課後は19時30分までには下校すること。学校行事や部活動などの活動については、責任教師監督の下20時00分までに完全下校とする。
- (2) 登校後の外出・早退はホームルーム担任等に届け、許可を受ける。
- (3) 生徒相互間の金銭・物品の貸借及び物品の売買は行わない。
- (4) トランプやゲーム等の娯楽品、漫画・雑誌の類を校内に持ち込むことは禁止する。
- (5) 携帯電話・スマートフォン等の校内での使用は厳禁とする。校内では、電源を切り通学バッグ等に収納すること。（校内での不正使用が発覚した場合は、別添「携帯電話・スマートフォン等に関する規則及び指導」に沿って指導する）
- (6) 校内は公共の場であるので、校舎や器物を大切に扱うなどルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけないこと。
- (7) ホームルームや授業に遅刻しないことはもとより、集会の際なども所定の時間に遅れないようにし、全員で協調し運営に協力しなければならない。
- (8) 職員室などへの入退室の際には、大きな声で挨拶をするなど、マナーを守る。
- (9) 自分の持ち物にはきちんと記名をするなど、自他のけじめをつけ、自己管理を徹底する。特に貴重品については、校内への持ち込みができるだけ避け、やむを得ない場合にはロッカーを利用し、自己管理を徹底すること。

4 校外生活

- (1) ありあけ新世生としての誇りと品位を持ち、校名を傷つけることのないようにする。
- (2) 常に、社会生活を営むために守るべき社会規範を尊重した言動を行うこと。
- (3) 夜間外出や外泊は必ず保護者の許可を受けること。やむを得ず外出しなければならない時は、22時00分までに帰宅すること。
- (4) アルバイトは原則禁止とする。家庭の事情等がある場合は、保護者がホームルーム担任へ相談すること。（別添 アルバイト規定参照）
- (5) 保護者や職員の引率なしで宿泊を伴う旅行・キャンプ・登山・合宿等を行う場合は、必ずホームルーム担任を通じて学校に届けを出して、承認を得ること。

5 通学上の注意

- (1) 登下校時は、交通ルールを遵守し、自他共に生命の安全を確保するとともに、本校生徒としての自覚を持ち、制服を正しく着用し、責任ある行動をとること。
- (2) 時間厳守のため、常に余裕をもって登校する。
- (3) 電車・バスの乗り降りは、マナーを守って安全に心がけること。駅・停留所・車内等では、節度ある行動をとり、公衆道徳を守ること。
- (4) 自転車通学者は、学校の許可を受け登録すること。また、規定のステッカーを自転車に貼付し、登校時は所定の場所に駐輪し、必ず施錠すること。なお、自転車整備と自転車保険加入、レンコートを所持していることを許可の条件とする。また、ヘルメットの着用を推奨する。
- (5) 交通規則を遵守し、自他の安全のため1列で走行し、2人乗りや夜間の無灯火走行をしない。
- (6) 雨天時に自転車通学をする者は、レンコートを必ず着用し、傘さし運転をしない。
- (7) バイク通学は、原則として認めない。但し、特別の事情により校長がバイク通学を許可した場合には、交通ルールに則り安全運転に心がけること。（別添 バイク通学規定参照）
- (8) 通学中だけに限らず、歩きスマホ、自転車走行中のスマホ利用（音楽を聴きながらの運転等）は厳禁とする。

運転免許取得規定

今日、高校生のバイク・自動車の運転による事故は、人命にかかわる重大な事故につながる危険性があることから、学校における交通安全教育は重要な教育課題となっている。このような観点から、一斉に免許取得を禁止している学校もある。しかしながら、本校では、通学上の便宜の面や、将来的には交通社会の一員としてバイクや自動車を運転するという状況を考慮するとともに、人命尊重の観点をふまえ、運転免許の取得を一定条件のもと許可することとし、下記の規定を設ける。

1 免許取得について

- (1) 原動機付自転車免許・・・・・・条件付き許可
- (2) 自動二輪車免許・・・・・・・不許可
- (3) 普通自動車免許・・・・・・・条件付き許可

2 原動機付自転車免許取得に関する事項

- (1) 免許取得希望者は「原動機付自転車免許取得願い」を保護者連署のうえ、校長に提出する。
- (2) 免許取得希望者は「免許の取得説明会」に保護者・本人同伴で出席すること。
- (3) 免許の取得のための受験は、長期休業中及び代休日の学校教育活動に支障がない日に限る。
- (4) 免許取得後は免許証を提示し、「取得報告書」を提出すること。
- (5) 免許の取得者は学校が指定する、交通安全教室（実技講習）・サンデースクール等を受講すること。

3 普通自動車免許取得に関する事項

- (1) 免許取得希望者は「普通自動車免許取得願い」を保護者連署のうえ、校長に提出する。
- (2) 3年次以降の卒業見込年次において就職・進学が内定した者で、学校生活に問題が無ければ、
12月以降に自動車学校の入校を許可する。
- (3) 免許取得後は免許証を提示し、「取得報告書」を提出すること。

4 その他の事項

- (1) 免許取得と取得後の運転に関しては、保護者の指導・監督のもと行うこと。
- (2) 通学については、原則禁止する。ただし、原動機付自転車については別添「バイク通学規定」による。
- (3) 上記規定に違反した場合は、特別指導の対象とする。
- (4) 交通事故及び違反が生じた場合は、速やかに学校に連絡し、「事故・違反報告書」を提出すること。

バイク通学規定

本校では、バイク通学は原則として認めない。ただし、以下の条件を満たし、校長が許可した場合は、交通ルールに則り安全に心がけて通学すること。（バイク＝原動機付自転車）

1 許可条件

- (1) 通学距離8km以上を目途に、交通の便が悪く公共交通機関の利用が困難な者。
- (2) 最寄りの駅（JR・西鉄）まで4km以上であれば、交通の便が悪い場合、その駅まで許可とする。
- (3) 校内外での生活態度が良好である者。
- (4) 対象年次は全年次とするが、1年次生については、夏休み以降とする。

2 許可手続き

- (1) バイク通学希望者は、必要書類を添付した「バイク通学許可願い」を保護者連署の上、担任へ提出すること。（添付書類 ①免許証写し ②バイクの自賠責保険証の写し）
- (2) 審査の後、通学が許可された者は、保護者同席の上「バイク通学説明会」に出席すること。
- (3) 学校まで利用する者は、通学初日に担当職員によるバイク点検を行う。
- (4) 許可手続きは、毎年更新すること。

3 バイク通学に関する事項

- (1) 通学に使用するバイクは、安全基準に従って整備されていること。
- (2) 通学用ヘルメットは、フルフェイスとし、任意保険に加入していること。
- (3) 交通安全教室・サンデースクール等を受講すること。
- (4) 最寄りの駅までバイクを使用する者については、駐輪場所を確保すること。
- (5) 道路交通法及び校則を厳守し、交通安全に心がけること。
- (6) 通学許可証（ステッカー）を指定された位置に貼付すること。
- (7) 校内では、エンジンを切り押して移動し、バイク・ヘルメット等は自己管理すること。
- (8) 雨天時はレインコートを着用すること。
- (9) 許可車以外での通学は厳禁とする。また、バイクの貸借は絶対にしないこと。
- (10) 通学時には時間に余裕を持ち、遅刻をしないこと。
- (11) 交通違反・事故が生じた場合は、速やかに学校へ連絡するとともに「交通事故・違反報告書」を提出すること。

4 バイク通学停止及び取り消しに関する事項

- (1) 上記規定に違反した者。
- (2) 転居により許可基準を満たさなくなった者。
- (3) 交通違反や事故を起こした場合、また報告義務を怠った場合は、その内容によって許可を取り消すことがある。

アルバイト規定

1 規 定

- (1) 通年のアルバイトは原則禁止とする。家庭の経済的事情等でアルバイトが必要な特別な理由がある場合は、本人・保護者がクラス担任へ申し出て所定の手続きを行うこと。状況を勘案して必要が認められれば許可する。
- (2) 1年次生については、夏季休業日以前については認めない。
- (3) 3年次生で進路決定後は、必要が認められた場合は許可する。
- (4) 長期休業中については、学校の活動等に支障がない範囲で、届け出制で許可する。
- (5) 通年アルバイトの許可期間は考査毎とし、以下の条件を満たしておくこと。

<通年アルバイト許可の特別な理由>

- ① 家庭の経済的理由
- ② 保護者の申し出により、アルバイトの必要性が認められた場合
- ③ 経済的理由以外の特別な理由で、校長が認めた場合

2 許可条件

- (1) 生徒心得を遵守し、生活態度が良好なこと。
- (2) 申し出の時点で、欠点科目が3科目以内であること。
- (3) 正当な理由がない欠席が10日以内であること。
- (4) 遅刻、早退については、併せて5回以内であること。
- (5) 主に酒類を扱う飲食業、その他危険を伴う職種については、アルバイトを認めない。
- (6) 生徒・保護者同伴の上、事前の説明会に出席すること。

3 遵守事項

- (1) 授業・行事等の学校の教育活動を最優先させること。
- (2) 試験期間中のアルバイトは自粛すること。
- (3) アルバイトの勤務時間は、21:00までとする。
- (4) 学校生活に負担がかからない程度の勤務にすること。
- (5) アルバイト従事時は、発行された許可証を携帯しておくこと。
- (6) アルバイト先を辞めたり変更したりする場合は、速やかに変更届を提出し許可を得ること。
- (7) アルバイトの実施や収入の使途については、目的を逸脱することのないように、保護者の監督責任の下に行うこと。

4 罰 則

- (1) 遵守事項に抵触した場合
 - ① 特別指導の対象になった場合は、無期限取り消しとする。
 - ② その他の場合は、状況によりアルバイト許可の取り消しや停止とする。
- (2) 無許可アルバイトの場合
 - ① 発覚後はただちにアルバイトを辞めさせるとともに、保護者同席の上、生徒指導主事注意とする。
 - ② 2回目発覚からは、特別指導とする。

携帯電話・スマートフォン等に関する規則及び指導

【規 則】

○携帯電話・スマートフォン等の使用は禁止。校内へ持ち込む場合は、電源を切り通学バッグ等に収納しておくこと。

○校内での使用を発見した場合は、下記の指導を行う。

○携帯電話・スマートフォンを預かった場合、原則その日の放課後本人に返却する。保護者の管理の下で指導をお願いする。

【指 導】

指導1回目・・・担任指導

発見者は、その場で預かり担任へ渡す。担任は状況等の聴取を行い、生徒指導課に報告するとともに、説諭して放課後返却する。保護者へは電話で事情説明を行う。

指導2回目・・・年次指導

発見者は、その場で預かり担任へ渡す。担任は状況等の聴取を行い、生徒指導課に報告するとともに、年次指導を行う。通信端末は放課後返却する。保護者へは電話で事情説明を行う。

指導3回目・・・生徒指導主事注意（本人のみ）

発見者は、その場で預かり担任へ渡す。担任は状況等の聴取を行い、生徒指導課へ報告するとともに、生徒指導主事注意を行う。通信端末は放課後返却する。保護者へは電話で事情説明を行う。

指導4回目・・・生徒指導主事注意（保護者召喚）

発見者は、その場で預かり担任へ渡す。担任は状況等の聴取を行い、生徒指導課へ報告する。通信端末は放課後返却する。後日、保護者同席のもと、生徒指導主事注意を行う。

指導5回目・・・校長訓告（懲戒処分）

発見者は、その場で預かり担任へ渡す。担任は状況等の聴取を行い、生徒指導課へ報告する。通信端末は放課後返却する。後日、保護者同席のもと、校長訓告を行う。

※ 上記の指導は、通常の使用違反に該当する指導であり、不正行為や授業中の不適切な使用などの悪質な行為に関しては、生徒指導課で別途協議する。また、指導の累積は1年間として、年度がかかるれば回数をリセットして指導する。

懲 戒 規 定

1 目 的

- (1) 生徒が、本校の定める生徒心得や諸規定に違反し、その他生徒としての本分に反した行為があつたときは、これを懲戒する。
- (2) 懲戒は、生徒の将来への可能性を信じ、生徒の心身の発達段階に応じた的確な指導を行うとともに、社会的存在としての責任を厳しく問う為に行うものである。

2 処分の決定

- (1) 懲戒については、問題発生時に生徒指導課が該当者から事情聴取及び調査を行った上で、原案を作成し、校長に提出する。処分の決定については、原案をもとに校長が決定する。
- (2) 解除については、反省の状況を生徒指導課で検討し、原案を提出し、校長が決定する。

3 申し渡し

懲戒処分決定後は、本人、保護者、生徒指導課、学年主任、担任同席のもと校長が申し渡しを行う。

4 懲戒の種類と適用 ···· 懲戒は、訓告・停学・退学とする。

| 種 類 | 方 法 | 適 用 |
|-----|--------------------------|--|
| 訓 告 | 口頭による厳重注意 | 問題行動の内容が比較的軽く、反省の状況が良い者。 |
| 停 学 | 学校謹慎を原則とするが、状況により家庭謹慎とする | ①法令法規に抵触した行為及び本校が定める諸規定に違反した者で、反省の期間が必要と認められる者。 ②期間は全ての問題行動について無期とし、問題行動の内容や反省状況等を考慮し決定する。 |
| 退 学 | | ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者。 ②正当な理由がなくて出席が常でない者。 ③学校の秩序を乱し、その他本校生徒としての本分に反した者。 ④安心・安全な学校生活を脅かす行為を行った者。 |

5 懲戒の対象となる行為

| 種 類 | 行 為 | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 刑法犯 | 暴力行為 万引き わいせつ 窃 盗 占有物離脱横領 恐 喝 強 奸 薬物乱用 その他 | | | | | |
| 不良行為 | 飲 酒 喫 煙 (同席・喫煙具所持含) 不健全娯楽 性の逸脱行為 怠 学 家 出 凶器携帯 器物破損 不正行為 その他 | | | | | |
| 交通関係 | 暴走行為 交通事故 交通違反 無免許運転 無許可免許取得 無許可通学 自転車二人乗り 傘さし運転 その他 | | | | | |
| 校則違反 | 無届欠席・遅刻・早退 中抜け 服装・頭髪、装飾品、化粧等の違反 無許可アルバイト 携帯電話等不正使用 その他 | | | | | |
| その他 | いじめ 対教師暴力・暴言 授業妨害 指導拒否 無許可集会 その他 | | | | | |

6 細 則

(1) 交通関係

| 種類 | 指導内容 | 免許 | 適用 |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 無許可免許取得 | 特別指導 | 原付バイク | 発覚後免許証は保護者が管理し、3ヶ月程度を目安に審査する。 |
| | | 自動二輪 普通自動車 | 免許証は保護者が管理し、卒業まで運転を認めない。 |
| 交通事故・違反 | 状況に応じて決定する。 | 自転車 原付バイク 自動二輪 自動車 | 違反や事故後は報告書を提出させる。 |
| 無許可通学 | 担任・年次指導 | 自転車 | 速やかに申請を行わせる。 |
| | 生徒指導主事注意 特別指導 | 原付バイク 自動二輪 自動車 | 原付バイクについては免許証は保護者が管理し、3ヶ月程度を目安に審査する。 自動二輪・自動車については特別指導を行う。また、卒業まで運転を認めない。 |
| 自転車通学のマナー違反 | 担任・年次指導 生徒指導主事注意 特別指導 | | 二人乗り、傘さし、スマホ運転等のマナー違反を繰り返し、指導を受けても改善されない場合は、通学許可を取り消す。 |

(2) 服装・頭髪・化粧・装飾品等の違反について

- ① 繰り返し違反を行う者については、段階的に指導を行う。
- ② 化粧・整髪料については、その場で落とさせる。
- ③ 装飾品・違反物品等については、携帯電話等の指導に準ずる。

(3) 特別指導の方法

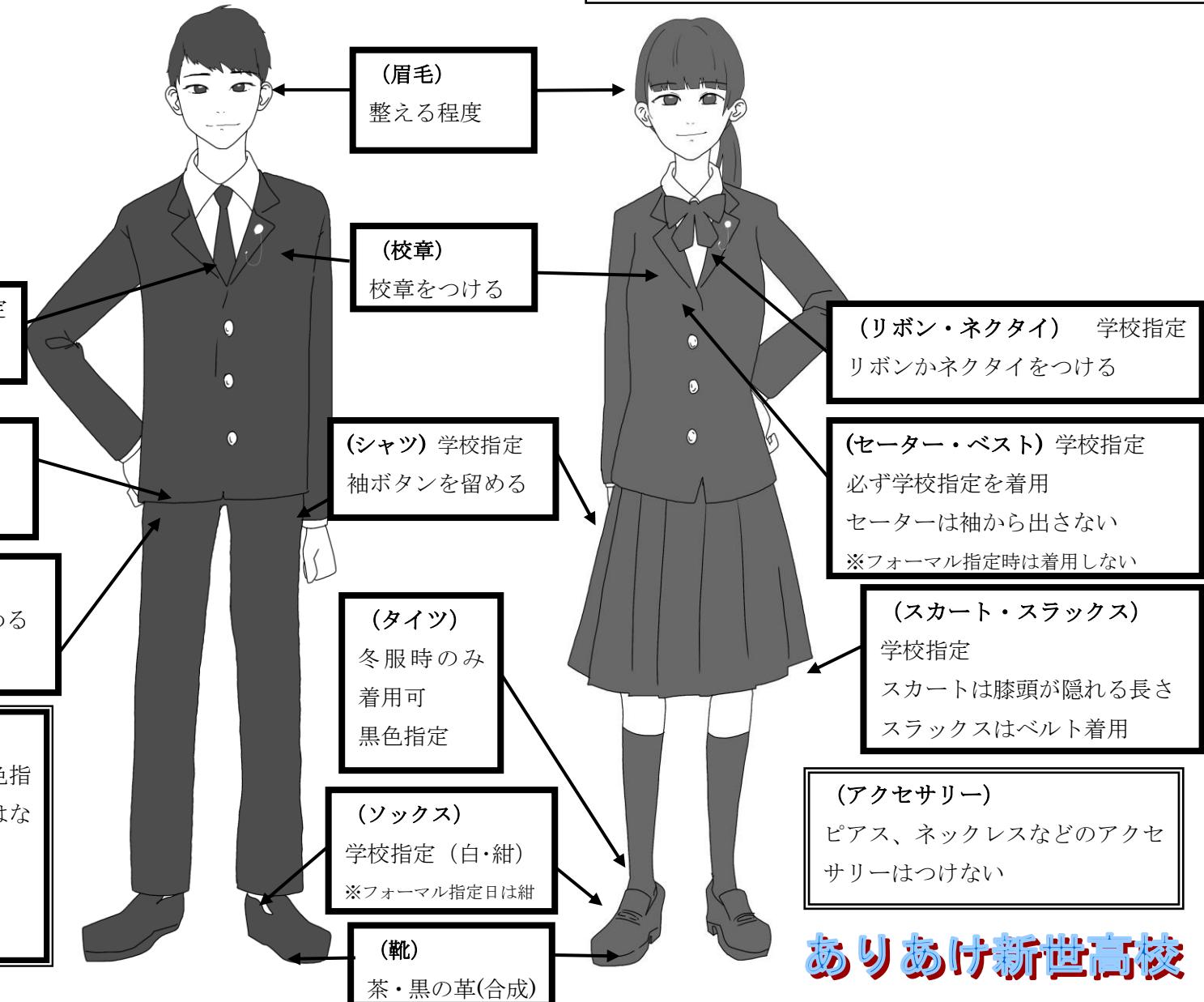
- ① 学校謹慎の場合、別室で指導を行う。
- ② 指導内容決定後、問題行動の内容、学習状況、家庭状況等を考慮しながら、指導方法の検討及び計画を生徒指導課で行い、その計画のもと全職員で指導にあたる。
- ③ 停学期間中は、原則として8：00までに登校させ、17：00に下校させる。
- ④ 反省日誌を書き、年次担当の教員に提出させる。
- ⑤ 学校謹慎の場合、出欠については出席扱いとするが、各教科・科目については欠課とする。家庭謹慎の場合は、出席停止扱いとする。
- ⑥ 停学の始まりは、問題行動発覚後、指導を行った日からとする。
- ⑦ 定期考查等については、別室で受験させる。

冬服

4/1~5/31,10/1~3/31におけるフォーマル指定日は冬服とする
：入学式、卒業式、各学期の始業式、終業式、式典、
その他指示された日

(頭髪) 男女共通

染色・パーマ・整髪料禁止
前髪は、目にかかるない
集会・行事時は結髪
華美ヘアピン類禁止



ありあけ新世高校

夏服

(頭髪)男女共通

染色・パーマ・整髪料禁止
前髪は、目にかかるない
集会・行事時は結髪
華美ヘアピン類禁止

(眉毛) 整える程度

6/1~9/30におけるフォーマル指定日は夏服とする
：各学期の始業式、終業式、式典、
その他指示された日

(ベルト)

華美でないもの
単色のもの

(スラックス) 学校指定

ズボンのホックは必ず留める
ベルト着用

シャツの下には華美でない下着を
着用すること

(シャツ)学校指定

ロゴマーク入り
袖は折り曲げない
スラックスを履く
女子生徒は男子用
のシャツを着用し
てもよい。

(リボン・ネクタイ) 学校指定
夏季は取り外し可

(スカート・スラックス)

学校指定
スカートは膝頭が隠れる長さ
スラックスはベルト着用

(ソックス)

学校指定(白・紺)
※フォーマル指定日は紺

(靴)

茶・黒の革(合成)

ありあけ新世高校